

## 注意事項

障害者就労施設等（以下、「施設等」という。）から沼津市へ供給可能な物品・役務の届出書を本市に提出する際は、次の点に留意してください。

- 1 この届出書は、障害者優先調達推進法に基づき本市が市内の施設等から物品・役務を調達する際の参考とするものです。届出書は、障害福祉課が管理し、本市の各部局に公開します。
- 2 届出書の提出は、施設等が本市に物品・役務の供給を新たに行いたい時、及び既に届出ている内容に変更が生じた時に随時提出するものとします。
- 3 届出書の提出は、電子メールを用いて障害福祉課に送信してください。  
※障害福祉課のアドレス <mailto:syohuku@city.numazu.lg.jp>
- 4 障害福祉課は、メール受信後、該当施設等に内容確認のための電話をかけます。  
数日経っても電話が無い場合は、障害福祉課にご連絡ください。
- 5 本市は、施設等が閉鎖などした場合、届出内容を削除できるものとします。